別紙

生活困窮者就労準備支援事業業務仕様書

１　委託事業の目的

生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）に基づき、生活に困窮している者であって、就労に必要な実践的な知識･技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱いている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施し、自立を支援することを目的とする。

２　委託事業の対象者

生活困窮者のうち、直ちに就労することが困難な者

３　委託事業の対象地域

米子市内全域

４　委託事業の実施期間

令和５年７月１日から令和６年３月３１日まで

５　委託事業の内容

乙は、委託事業として、次に掲げる業務を実施しなければならない。この場合においては、米子市社会福祉協議会、福祉事務所、ハローワーク及び各種支援機関等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

（１）就労準備支援業務

生活困窮者自立支援事業のアセスメントにより、生活困窮者就労準備支援事業の利用が必要と判断された者に対して、就労準備支援プログラムを作成し、下記の支援を提供する。また、下記の支援を実施するための支援メニューを、民間事業者や関係機関等との連携により新たに開発・開拓する。

ア　日常的自立に関する支援

対象者への電話や家庭訪問、面接等により適切な生活習慣の形成を促すための取組。

イ　社会生活自立に関する支援

ボランティアや地域活動等への参加等を通じて社会との関わりにおいて自身を取り戻すための取組。

ウ　就労自立に関する支援

就労体験の機会提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を促す取組。

（２）米子市及び自立相談支援機関との連携

米子市及び自立相談支援機関の職員との連絡を密にするとともに、支援対象者の状況について、定期的に報告を行うものとする。また、自立支援調整会議等の支援に関する会議に参加すること

とする。

（３）必要に応じた自立相談支援機関と連携して行う業務

ア　就職活動支援

就労準備支援事業利用者について、自立相談支援機関より就労準備支援員が支援を行う方が適当である場合において、利用者の状況に応じた就労支援やハローワーク等への同行訪問等を行う。

イ　就職後の職場定着支援

就労準備支援事業利用者が、就労を継続することができるように、必要に応じて支援提供を行う。

（４）（１）から（３）に掲げるもののほか、生活困窮者の就労準備支援に資する事業

６　委託事業の職員配置

就労準備支援員を１名以上を配置するものとする。配置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）生活及び就労の支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を有する者を配置するとともに、生活困窮者が抱えている課題を把握するために必要な各領域の知識を習得させること。

（２）就労準備支援員には、国が実施する生活困窮者自立支援制度人材養成研修を受講させること。

（３）関係機関が連携し、包括的な支援を行うための体制を構築することができるように配慮すること。

（４）委託事業の実施及びその実施に要する会計の執行に当たり、委託事業及びそれ以外の事業の区分並びに相談支援員としての業務及びそれ以外の業務の区分を明確にしておくこと。

７　遵守事項

乙は、次に掲げる事項を遵守して、委託事業を実施しなければならない。

（１）　委託事業の実施

委託事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）の規定のほか、生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成２７年３月２７日付社援発０３２７第２号厚生労働省社会・援護局長通知）、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱等の国が定める実施要領等に基づき実施すること。

（２）　苦情等への対応

委託事業の実施に関する苦情、紛争等への対応は、原則として、乙の責任において行うこと。

（３）　危機管理

様々な障害、事故、災害等の緊急事態が発生した場合においても、委託事業の実施に支障を来たすことがないよう、十分な対応策を整備すること。

８　支援記録等

乙は、委託事業における相談支援の実施に当たっては、その実施状況を適切に記録しなければならない。また、甲から当該実施状況に関する資料の作成、報告、調査等の依頼があったときは、これに

協力しなければならない。

9　委託事業の適正な実施に関する事項

乙は、委託事業の対象者に対し、委託事業における相談支援の開始時において、甲及び乙と関係機関との間で個人情報の共有を行う場合があることについて十分説明し、書面により同意を得るものとする。

１０　委託事業に係る協議等に要する経費

委託事業に係る協議、打合せ等に要する経費は、全て乙の負担とする。